

平成25年度実施施策に係る 政策評価の事前分析表のポイント

原子力規制庁
政策評価・広聴広報課

事前分析表とは

施策の目標や施策の進捗状況の測定指標、それらの達成手段等について、事前の想定を提示し、施策の実施後に当該想定を検証(事後評価)することで、政策の改善につなげようとするもの。

施策名					担当部局名					作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要					政策体系上の位置付け						
達成すべき目標					目標設定の考え方・根拠					政策評価実施予定時期	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度									

原子力の安全規制

施策の目標	原子力・放射線施設の安全確保
施策の概要	平成25年度の改正原子炉等規制法の施行に向け新たな規制基準を策定するとともに、同法を適切かつ厳正に執行し、原子力施設における事故を未然に防止する
測定指標	以下の通り

平成24年度	平成25年度	備考
原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	(維持)	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するために各種規制を講ずることは、原子力規制委員会の根幹的な本務。
原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	(維持)	
—	<u>公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数</u>	環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)レベル4以上)の発生件数を、原子力・放射線施設全般を対象とした指標として追加。
発電炉に係る新たな基準の策定	(維持)	新規制基準は、平成25年度施行予定。
運転期間延長認可制度の施行	(維持)	
試験炉等に係る新たな基準の策定	(維持)	
原子力・放射線施設の審査・検査等の実施	(維持)	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく審査・検査等は毎年度厳正かつ的確に実施する必要がある。
東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価	(維持)	原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に対する監視・評価は、毎年度厳正かつ的確に実施する必要がある。
原子力安全研究計画の策定	(維持)	平成25年度の策定を目指す。

原子力災害対策(1)

施策の目標	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和
施策の概要	改正原子力災害対策特別措置法等に基づき、原子力災害対策指針を策定し、関係者の原子力災害対策の計画策定や円滑な実施を支援するとともに、原子力規制委員会における危機管理体制を整備する。また、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者の適切な活用を可能にする情報提供を行う。
測定指標	以下の通り

平成24年度	平成25年度	備考
—	<u>原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施</u>	原子力防災体制の基盤整備を強化するため、平時から防災要員等に対する訓練を実施することが必要。
—	<u>事業者訓練評価ガイドラインの策定</u>	原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告し、規制委員会がその有効性について確認することとなったため、平成25年度中に規制委員会が有効性の評価を実施する際のガイドラインを策定する予定。
—	<u>原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施</u>	原子力災害対策特別措置法に基づき、全原子力事業所(39事業所)において防災訓練が実施されることを目指す。
—	<u>原子力防災に係る研修の実施</u>	原子力防災体制の基盤整備を強化するため、平時から防災要員等に対する研修を実施することが必要。

原子力災害対策(2)

施策の目標	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和
施策の概要	改正原子力災害対策特別措置法等に基づき、原子力災害対策指針を策定し、関係者の原子力災害対策の計画策定や円滑な実施を支援するとともに、原子力規制委員会における危機管理体制を整備する。また、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者の適切な活用を可能にする情報提供を行う。
測定指標	以下の通り

平成24年度	平成25年度	備考
—	<u>原子力災害医療体制の検討</u>	原子力災害対策指針において、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、被ばく医療機関の広域連携の必要性等が指摘されており、平成26年度末までに体制を整備することを目指す。
—	<u>放射線モニタリングの実施</u>	避難指示区域等の見直しに伴い、今後、住民の帰還が本格化することから、きめ細かな放射線モニタリングの実施及びその結果の公表を行う必要がある。
—	<u>環境モニタリング結果の解析・公表</u>	環境モニタリングの結果については、定期的な評価と公表を行う必要がある。
—	<u>緊急時モニタリング体制の整備</u>	原子力災害対策指針において記載された緊急時モニタリングについて、その実施体制を構築するために、平成25年度末までにマニュアル等を整備する必要があるため。

原子力災害対策(3)

施策の目標	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和
施策の概要	改正原子力災害対策特別措置法等に基づき、原子力災害対策指針を策定し、関係者の原子力災害対策の計画策定や円滑な実施を支援するとともに、原子力規制委員会における危機管理体制を整備する。また、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者の適切な活用を可能にする情報提供を行う。
測定指標	以下の通り

平成24年度	平成25年度	備考
防災研修の実施回数・参加人数	(削除)	業務の移管に伴い、目標を再整理。
原子力災害対策指針の策定	(削除)	平成24年度中に目標を達成したため。
緊急時モニタリングの実施に係る指針の策定	(削除)	平成24年度中に目標を概ね達成したため。

原子力規制行政に対する信頼の確保

施策の目標	原子力規制行政に対する信頼の確保
施策の概要	原子力規制行政の、意思決定過程の透明性・中立性の確保、独立性の確保と孤立・独善の防止、人材の確保・専門性の向上、組織体制の強化、国際機関・諸外国との連携・協力等を図る。
測定指標	以下の通り

平成24年度	平成25年度	備考
—	<u>組織体制の強化</u>	政策評価懇談会における、組織体制の強化のため、長期的な採用戦略等が必要、との指摘を踏まえて追加。
会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合	(維持)	意思決定過程の透明性確保のためには、継続的な情報公開が必要。
ホームページの利用のしやすさ	(維持)	平成26年度までに、関連JIS規格の等級Aを取得することを目指している。
職員研修プログラムの策定・運用	(維持)	職員の能力等の向上に向けた研修等は、継続的に実施する必要がある。
国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流	(維持)	
主要国との協力に関する取決め等の締結等	(維持)	海外への情報発信・海外からの情報収集は、継続的に実施する必要がある。
—	<u>国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価</u>	平成25年度に保障措置関連業務が移管。